

「食料供給コスト縮減アクションプラン」の実施状況 (抜粋版)

(青字：順調に進捗、赤字：進捗が遅れ)

取組内容		取組目標	進捗状況(20年3月現在)	主な課題	
1 低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの縮減					
低 価 格 資 材 の 供 給	肥料	高度化成肥料における輸入高度化成肥料の普及割合の拡大 全農改革の取組	36% (16年度) 43%(22年度)	49% (19年12月末) (19年度目標40%) 【既に22年度目標を達成】	・目標の引き上げ(20年4月に22年度目標再設定予定)、取組をさらに推進
		高度複合肥料におけるBB(バルク・ブレンド)肥料の普及割合を拡大 全農改革の取組	47% (16年度) 50%(22年度)	55% (19年12月末) (19年度目標49%) 【既に22年度目標を達成】	・目標の引き上げ(20年4月に22年度目標再設定予定)、取組をさらに推進
		科学的知見、事故の発生リスク等を踏まえ、化学肥料について可能な限り登録有効期間を延長(3年 6年)		肥料の登録有効期間の延長(3年 6年)に係る肥料取締法施行規則及び関係告示を2月29日に改正・公示(4月1日施行)	・さらに登録有効期間の延長が可能な肥料が無いか検討
	農薬	包装経費の削減等による低価格な大型包装品(基準規格対比 5~38%)の品目数を拡大 全農改革の取組	17品目(16年度) 40品目(22年度)	55品目(19年12月末) 【既に22年度目標を達成】	・目標の引き上げ(20年度目標:60品目) ・現場ニーズを踏まえ、新たな品目拡大に向け検討するとともに、新たな指標となる剤の目標を設定し、普及・拡大
		特許が切れた有効成分を原料とする低価格なジェネリック農薬(価格低減率 15~30%)の普及率を拡大 全農改革の取組	8%(16年度) 20%(22年度) (先行農薬であるアセフェート剤に占める割合)	16% (19年度見込み) (19年度目標18%)	・一層の普及の拡大を図るには、作付、防除体系や害虫の種類・発生状況などの現場実態に即した普及活動を行う必要
	農業機械	従来よりも1割程度低価格な「低コスト支援農機」の担い手向け大型機種に占める普及割合を拡大 また、担い手向けJAグループ独自型式等の取扱 全農改革の取組	41%(17年度) 54%(22年度)	45% (19年12月末) (19年度目標46%) (20年度目標50%) JA独自型式は19年3月のコンバインをはじめとして5機種を設定し、販売開始	・過剰な装備の選択とならないよう利用者の意識醸成を進める必要 ・農業者自らの使い勝手の体験、実演を中心としたPR活動を推進
		中古農業機械について、インターネットによる情報提供、展示会の開催等による活用促進	情報共有化に取り組むJA農機センター332ヶ所(17年度) 550ヶ所(22年度)(全国をほぼカバー)	456ヶ所(20年1月末) (19年度目標450ヶ所) (20年度目標500ヶ所)	・情報共有化のための条件整備の推進
	低コスト耐候性ハウス	低コスト耐候性ハウスの導入を推進するとともに、超低コスト耐候性ハウスの開発・実用化を推進	104件(16年度) 350件(22年度) (累計導入件数・全農分)	186件(19年12月末) (19年度目標215件) (20年度目標259件)	・コスト縮減効果のより高い超低コスト耐候性ハウスの実用化を推進

取組内容		取組目標	進捗状況(20年3月現在)	主な課題
生産資材の流通の合理化	肥料の港湾等からの直行配送の取扱量を拡大 国産品についても取扱品目の拡大 全農改革の取組	普及割合0%(16年度) —— 3.8%(22年度) 10.9%(22年度) (輸入高度化成肥料分)	7.3%(19年12月末) (19年度目標10.4%) (20年度目標10.5%) 【22年度目標を上方修正】	<ul style="list-style-type: none"> ・国産化成肥料の品目拡大を図るとともに、荷下ろし機や置き場の整備方法を検討し、一層推進 ・取組の取り止め ・上記の港湾等から担い手への直行を一層推進 ・取組の取り止め
	港湾からの生産者の肥料自己取りに更なる安価な価格を設定 全農改革の取組	条件が整い次第価格を設定	出荷元の対応が煩雑になること等から、担い手への直行の推進へ転換	
	農業機械の計画注文による割引制度PR活動によりその活用を拡大 全農改革の取組		国内出荷台数が減少し、農家は入札により早期受注注文以上の値引が可能	
生産資材の効率利用等	モデル地区を設定し、新技術導入等により資材費を削減する取組を推進	モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減	全国7地区でモデル事業を実施(19年度) 6地区で作期分散技術等を実証	<ul style="list-style-type: none"> ・19年度の取組の成果等を踏まえ、目標が達成されるよう取組を推進 ・肥料価格が上昇する中、土壌診断による施肥が重要 ・講習会や研修会でPR ・コシヒカリBL等の同質遺伝子の取扱いを整理しながら、病害虫抵抗性を持つ品種の奨励品種への採用を推進
	土壌診断・施肥設計ソフトの普及を拡大 全農改革の取組	農協へのソフト販売本数215本(16年度) 400本(22年度)	343本(19年12月末) (19年度目標340本) (20年度目標360本)	
	病害虫抵抗性の優れた新品種の普及を推進	コシヒカリBL等の奨励品種採用の促進	新潟県でコシヒカリ新潟BLがコシヒカリ全体のうち98%(18年度実績)	
新技術の導入による労働時間の短縮	水稻直播栽培や大豆不耕起栽培等の省力化技術の普及を推進	品目横断的経営安定対策の対象経営の1%程度をモデル経営体として育成	19年度から「担い手経営革新促進事業(71億円)」を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル経営体に対して普及指導センター等による濃密指導を実施
2 経営規模拡大、技術開発等による生産コストの縮減				
	農地利用調整活動の支援等を実施し、担い手への農地利用集積面積を増加	効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地が、全耕地の7~8割程度(27年度)	35%(16年度末) 42%(18年度末)	<ul style="list-style-type: none"> ・「農地政策の展開方向について」(19年11月6日公表)に基づき、農地の面的集積や所有から利用への転換等により農地の有効利用を促進 ・企業等の農業参入の円滑化を図る観点から、19年度に創設した企業参入支援総合対策を推進 ・「はるきり」については、「農業新技術2008」として決定し、補助事業の活用、普及指導計画への反映等、関係機関が連携して現場への導入を促進
	農業参入を希望する企業等への農地情報の提供等地域と企業等とのマッチングの推進、企業等に対する制度資金の融資などの支援を実施	参入法人数を、500法人(22年度末)	19年9月現在256法人(17年度:156法人)	
	病害虫抵抗性品種や省力化のための機械化適性の高い品種の育成	独立行政法人等による左記の着実な推進	赤かび病抵抗性と穂発芽耐性を強化した春播き小麦「はるきり」、収穫時の青立ちが少なくコンバイン収穫しやすい大豆「すずろまん」の品種登録を出願	

取組内容	取組目標	進捗状況(20年3月現在)	主な課題
3 卸売市場改革や物流効率化等による流通コストの縮減			
18年度の決定(中央卸売市場整備計画に記載)を踏まえ、再編措置に取り組む中央卸市場は措置を実施	再編措置に取り組む市場(9市場(22年度末まで))	4市場(19年度まで) (19年度目標4市場)	<ul style="list-style-type: none"> 再編措置の実施を中央卸売市場整備計画に記載している市場へのフォローアップを実施 今後自主的に再編措置を検討する市場を把握し、必要に応じて同計画に記載
関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進	通い容器の本格的な普及(17年度の青果物流通における普及率3.1%)	通い容器の普及促進に向けた提言(19年9月)を踏まえ、通い容器の流通管理システム構築の支援措置を創設(普及率3.4%(18年度))	<ul style="list-style-type: none"> デポジットに替わる新たな紛失防止システムとして、インターネットを利用して容器の入出庫状況等を管理する流通管理システムを構築するなど、19年9月の提言を踏まえ推進
電子タグ活用の作業体系を確立・普及し、これを導入した市場における物流作業コストを削減	電子タグを導入した市場における物流作業コストを4分の1程度削減	検品等の作業時間が4分の1以上削減可能であることを実証(実用ベースでの実証実験)	<ul style="list-style-type: none"> 普及に向け、多様な食品流通の実態等に応じた先導的な取組モデルを創出する必要
生産者が生産出荷情報をHPに登録し、実需者、消費者に提供する青果ネットカタログ「SEICA」について、情報登録、利用の普及を推進	情報登録数の拡大(5,688(18年4月)15,000(24年度))	10,050 (20年3月1日現在)	<ul style="list-style-type: none"> 登録数は順調に拡大 一層の普及を図るため、SEICAと連携した独自ホームページを容易に構築できる機能の追加、関係事業者への情報提供等を推進
4 加工食品の製造・流通、外食段階における食料供給コストの縮減			
食と農の連携強化を通じた安定的な原料調達等による生産性向上(安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進等)	生産者、食品産業事業者による取組の拡大	各種補助事業、低利資金の融資等	<ul style="list-style-type: none"> 食品の安全への高い関心や、簡便化志向など消費者ニーズの多様化等への的確に対応しつつ、流通コストの縮減を図るため、情報交換の深化による食品産業と農業との安定的な取引関係の確立、ロットの拡大等を通じて、産地での調製作業等の軽減、物流拠点の集約化等の各種施策を推進
製造工場の再編合理化、近代化等を通じた生産性向上等	施設整備等の円滑な実施	特定農産加工資金、食品流通改善資金の活用(19年度融資実績143億円(20年2月末現在))	
次世代EDIの普及に向けた標準化等の取組を推進	電子商取引を実施する食品流通業者等の割合(31.8%(18年度))50.0%(23年度))	企業間の情報交換の標準化事業において、新たなEDI標準の精度向上等を推進	
<ul style="list-style-type: none"> 関係業界一体となって新たなEDI標準の確立に取り組む必要 関係業界による検討や実証、普及の取組を推進 			

取組内容	取組目標	進捗状況(20年3月現在)	主な課題
5 品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効率的な対応によるコストの縮減			
農産物の生鮮販売や加工・業務用途におけるニーズに適合した規格での出荷・流通の推進、食と農の連携の強化等を促進	生産者、食品産業事業者による取組の拡大	加工・業務用野菜産地と実需者との交流会を開催(19年度3回)	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、生産者・実需者間の連携の強化、産地の生産・出荷体制の整備、契約取引の拡大等を推進 新たな目標の設定(1,000地区(21年度目標)) 取組をさらに推進 新たな目標の設定 業種別に24年度目標を設定し、取組を推進(食品製造業:85%、食品卸売業:70%、食品小売業:45%、外食産業:40%)
地域における地産地消の実践的な計画の策定を進め、地場農産物を提供する直売所等を拡大	地域における地産地消の実践的な計画の策定 900地区(19年度末まで)	942地区(19年8月末) 【既に19年度目標を達成】	
食品ロスの発生抑制、処理コストの削減	我が国全体の食品循環資源の再生利用等実施率 45%(16年度) 52%(18年度)	53%(18年度) 【18年度目標を達成済】	
6 農協の経済事業改革の推進による生産コスト及び流通コストの縮減			
肥料農薬等の生産資材について、全農の手数料を引下げ 全農改革の取組	16年度手数料290億円を基準として、18年度18億円削減、19年度累計27億円削減、20年度以降累計36億円削減	累計27億円削減 (19年度見込)	<ul style="list-style-type: none"> 19年12月に公表した19年度県別手数料引下げ計画内容を踏まえ、手数料引下げに向けた着実な取組の実施により、確実に生産者へ手数料引下げ効果を還元 全県本部における流通コスト2千円以内の達成と、更なる引き下げに向けて取組の継続実施 19年度は新規に20農協(累計151農協)において生産資材(肥料・農薬・園芸資材他)の広域物流が稼働見込 引き続き実施農協を拡大
米穀の流通コストを削減 全農改革の取組	米穀の現行60kgあたり3千円程度の流通コストを、2千円以内の可能な限り低い水準に削減(20年産までに)	19年産米について全34県本部のうち30県本部が流通コスト2千円以内を達成見込	
肥料農薬等について、広域物流成功事例を普及し、農協グループを通じた物流コストを削減 全農改革の取組	16年度推定1,200億円のコストを17年度92億円削減、20年度160億円削減	累計121億円削減 (19年度見込) (19年度目標:累計約135億円削減)	
7 水産物の食料供給コストの縮減			
漁業経営に与える燃油価格の高騰に対応し、省エネルギーが図られる漁業構造、操業形態への転換を促進	漁業経営コストの縮減	省内に、燃油高騰対策推進PT室を設置 水産業燃油高騰緊急対策事業(19年度補正予算)を緊急に実施	<ul style="list-style-type: none"> 新たな取組の追加 省エネ推進協業体活動支援事業等により、漁業者が、省エネルギーが図られる漁業構造、操業形態への転換を図る活動を支援 漁協合併計画が遅延していることを反映し、市場の再編に向けた取組も総じて遅れ気味 関係者に対して具体的な先進事例を提示し、その必要性に関する理解を深める必要 19年度から実施している水産物流通構造改革事業により、引き続き実証試験に取り組むとともに、ビジネスモデルの実証成果の普及を図る必要
産地市場の開設者又は卸売業者が、市場統廃合かつ買参権開放に取り組むための産地取引の実証試験等を行う場合に支援	18年度に815の水産物産地市場を22年度までに500に統合	782市場 (19年度末見込)	
地域の水産物を活用した新商品の開発・サービスの提供や、新たな流通経路の構築を支援	21年度までに全国で概ね10地域を対象に新たなビジネスモデルの実証試験を実施	11地域(19年度)	